

平成28年度第1回さぬき市文化財保護審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成28年8月27日(土) 午前10時00分～午前11時50分
- 2 場 所 さぬき市教育委員会事務局 会議室
- 3 出席者 【委員】伊澤 肇一 大久保徹也 熊田 正美
佐々木正博 千葉 幸伸 古瀬 清秀
細川 信晃 溝渕 茂樹 六車 功
【事務局】安藤教育長 間嶋生涯学習課長 山本課長補佐
玉井主事
- 欠席者 無し
- 傍聴者 1名
- 4 議 題 議題1 会長・副会長の選出について
議題2 「寒川清水」現状調査の報告について
議題3 その他

5 会議の内容

発言者	意見概要
(事務局)	ただ今から、平成28年度第1回さぬき市文化財保護審議会を開催します。 本日は、委員全員が出席しており、さぬき市文化財保護審議会規則第5条第2項の規定により、本会議は成立していることを報告します。また、今回は、改選後初めての会議であり、会長が決定されていないので、会長の挨拶は、決定後にお願いします。
(教育長)	(挨拶)
(事務局)	議事に入ります。本来なら、さぬき市文化財保護審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議を主宰すると定められていますが、会長がまだ決定されていないので、決定されるまでの間、事務局で進めてもよいですか。
(委員)	(賛同)
(事務局)	議題1に入ります。会長及び副会長の決定方法は、さぬき市文化財保護審議会規則第3条第2項の規定によると、委員の互選となっています。この場で、相互に選出をお願いします。
(委員)	前回からの継続性を図る意味で、会長を伊澤委員、副会長を古瀬委員にお願いしたいと思います。
(事務局)	会長に伊澤委員、副会長に古瀬委員とのことですが、どうですか。
(委員)	(賛同)
(事務局)	それでは、会長は伊澤委員、副会長は古瀬委員に決定しました。会長と副会長は、挨拶をお願いします。
(会長)	(挨拶)

(副会長)	(挨拶)
(事務局)	これからは、会長に議事進行をお願いします。
(会長)	議題2について、事務局から説明してください。
(事務局)	(議題2「寒川清水現状調査の報告」について説明した。)
(会長)	ただ今の説明について、質問等がありますか。
(委員)	私の資料が用いられているので、補足説明します。私は、安楽寿院文書を南海道の所在を確定するために利用しました。結論としては、今回の報告内容に、南海道と泉との観点を付け加えればよいと思います。
(委員)	池泉合符録などに記載されている出水の中のいずれかが、寒川清水である蓋然性が高いと思いますが、西行が関係するとのことは後付けの話であり、「近世に寒川郡の由緒をもってくるのは無理がある」ということがはっきり分かったことは、成果の1つだと思います。ただ、注意しておかなければいけないのは、大正10年の大川女学校の「真清水」刊の中で、寒川清水が寒川郡の由来となり、西行が和歌を詠んだという伝説の地として紹介されているので、この「真清水」という呼称が出てくるその前後の事情です。さらに、昭和9年の石田村の公費で寒川清水を整備したその前後の時期は、各地区でいくつかの史跡も整備される時期とも重なり、この年は屋島が指定された年で、この時期は、各地で名勝や由緒地をもう一度作りだそうとか、再発見しようと運動が盛んな時期でもあるので、そのような歴史的背景に結び付ければ、より報告内容が充実します。
(委員)	場所については、東原という地名と新撰讃岐国風土記の風配と森広の間、この2つの文章からすると、今の石田高校の横にある寒川清水一つしかありません。そこから南へ梅檀川を遡っていくと、5つの出水があります。そのうち3つは残っていて、一番南の出水は、寒川町史が合っているとすれば勅使道の南、南海道から南に出水が6つあり、そのうち2つが潰れたので、現存しているのは4つ。南の端が極楽寺廃寺、石田神社、徳勝寺の南へ抜ける道の間にあったということは地元の人には知っています。場所としては、寒川清水に限定されることは間違いないと思います。しかし、西行法師が四国に居た9年間に、そこを通ったか、歌を詠んだかについては、非常に難しいところだと思います。
(委員)	確認したいのですが、指定の名前については、寒川清水という名前は、中山城山の「全讃史」に初めて出てきます。それ以前は、「池泉合符録」に、寒川出水、同所下出水、風配出水、清水出水、鷺森淵とありますが、どこにも「寒川清水」の名前はなく、中山城山が、寒川出水かどれか分からないが、清水という名前を付けたということで、それが、今に至っているということですね。
(事務局)	はい。
(委員)	昭和9年に整備されたということですが、この段階の整備は、全部やり直したものか、内側の石垣をのみをやり直したかという確認はできますか。
(事務局)	確認できませんでした。
(委員)	ここは、基本的に湧水の場所ですか、どこかからの導水ですか。

(委 員)	基本的には湧水です。
(委 員)	そうすると、石垣の下にあるぐり石を敷くというのは、ぐり石の所から水が湧いてくるのですね。その外の杭は、写真を見ると、丸太を杭で止めていると同時に、このぐり石が崩れてくるのを防ぐための杭であると認識しています。そうすると、この杭は、当初からあったとみた方がよいですか、それとも整備した際に設置したものでですか。もし古いのであれば、放射性炭素の測定をすることも可能ではないかと思うのですが、それらのことは分からないですか。杭の設置、杭を押さえるための木枠の設置の時期は、わからないですか。
(事務局)	分かりません。
(委 員)	基本的には、それらのことを確認した上で、名称は「伝寒川出水」でも良いような気がします。出水については、一番に「池泉合符録」が非常に重要だと思います。この中には、寒川出水は、水掛高が5石6斗7升とあり、この出水によって灌漑できる田畑のことを書いています。そうすると、調査結果に、大きな欠落があるのではないかと考えます。この出水という意味合いが、何か名勝であるかのように伝わっていますが、これは、水利灌漑用水の点で非常に重要な位置付けができると思います。讃岐の地にため池があるというのは、もともと水が足りないからです。そのため、阿讃山脈から川が流れて扇状地になり、扇状地から伏流水が出て、このようなものを灌漑用水として利用しているということになります。寒川清水の価値・評価というのは、農業経営的な意味合いが非常に大きいと思います。したがって、讃岐では、水の管理はため池だけでなく、このような出水による管理も非常に重要な位置付けだったと考えざるを得ないと思います。それを象徴的に残しているのが、今の寒川清水だと理解すると、単に名勝とか泉があるからということだけではなく、そのような歴史的・経済的な意味合いが大きく、讃岐の水田経営を考える上で、非常に大きい意味を持つことが、報告の中になければならないのではないですか。また、熊田先生が新たに付け加えた12世紀には機能していたという可能性も出てくるわけで、「出水」という意味合いをもう少し検討していく必要があると思います。
(委 員)	水利の考えや土木技術により歴史的にいつまでという観点で押さえて検討するのであれば、違う調査が必要ではないですか。今は、昭和9年のものか、戦後のものなのかを検討しているので、それが必要であれば、別メニューでの調査を行う必要があります。あくまで、今までの観点と異なる文化財的な価値としての、水源灌漑農業経営史の資料として評価しようとする、ここよりも出水の中での典型例になるのかを調べる必要があります。水源灌漑農業経営史の観点でやるなら、出水の構造等を評価すべきではないのかということと、寒川郡の由来となり西行が和歌を詠んだ伝説との兼ね合いという観点のどちらで寒川清水を評価していくか、それによってやるべきことが変わると思います。
(委 員)	この「寒川清水」の焦点は、「寒川郡」の名前の元になったことの是非と、西行法師がやってきたという、この2つの観点から価値があるとされています。このうち、寒川郡の名前の由来になったことは、今回の調査では否定しています。しかし、中山城山が江戸時代の終わり頃に、何を根拠に「寒川郡」の由来になったと言っているのか、古代

	<p>から寒川郡があることを中山城山が把握した上で、言っているのかどうか、それは否定できるのか否か、文字資料として「寒川郡」が出てくるのがいつまで遡れるのかを再度確認する必要があります。</p>
(会 長)	<p>現在伝えられている寒川清水の伝承には、限界があるのではないかということに対して、そこにもう1つ加えて、確認調査をすればどうかということですね。</p>
(委 員)	<p>出水関係については、香川用水が整備されるようになり、大部分が消滅し、残っているものも少しありますが、それも、今のお年寄りが亡くなれば、分からなくなる状況にあります。それぞれを調べ、昔はこうだったと残すことは、重要なことであり、いわば民俗分野に当たります。出水や水利関係、慣行について記録で残すことは民俗調査になり、その場合は、かなりの人数と日数が必要で、そうすると、教育委員会だけでは絶対に人手が足りないので、例えば、文化財保護協会寒川支部などに協力してもらうことも1つの方法だと思います。それにより成果を上げて、現在は田んぼの機能を停止している状態ではあるが、大正時代や昭和の初めの頃には、ここに出水が有り、周辺の田を潤し、それらは合計1町歩ぐらいになるといったことが、民俗調査で明らかになるのではないかと思います。</p>
(委 員)	<p>水利慣行の水利灌漑施設や農業関連施設の総合調査を行ってもよいが、条例や文化財保護法により指定をするという基本的な考え方からすると、まず、「寒川清水」ありきではなく、もし水利灌漑施設として評価していくのであれば、さぬき市内の出水、水源地の基礎調査を行った上で、どこが一番典型的かと考えていくのが観点になるはずで、古墳に限らず他の歴史も同様です。その観点から、もう一度話を組み立て直すのであれば、「寒川清水」ありきではなく、別メニューでやっていく必要があるのではないですか。また、文化財保護の観点から伝説地としての寒川清水を評価していくと方針を変えるか否かになるのではないかと思います。そのことについては、少し慎重な議論を重ね、整合性を図らなければなりません。私は、古くなくても近代のものであっても、背景をきちんと押さえ、伝説地として大切に保護してきた動きや活動などをよく示している場であることが説明できれば、歴史的には新しい近代史の史跡としての位置付けができるのであれば、そうすることも考えればよいと思います。現段階では、はっきり言って、大川高等女学校の歴史を考える学校のモニュメントの一つであるという程度で、もう少し乗り越えないと、伝説地として保護してきた歴史と条例上の指定の進めるには、もう少し時間が必要だと思います。</p>
(委 員)	<p>そのとおりだと思います。確定させ、はっきりさせないといけないと思います。</p>
(委 員)	<p>大正、昭和の整備時期の時代背景をもう少し押さえることができ、当時の社会情勢や風潮の中で伝説地として保護、整備をやったと言えると、それはそれで価値があると考えます。</p>
(委 員)	<p>場所の確定については、池泉合符録をまとめたものです。その池泉合符録が何をまとめたものかということ、宝暦5年のため池などを各庄屋が調べ、まとめたものです。普通なら、何々面に掛かるという記述が具体的に文献に記載されているもので、大川町には宝暦5年のものが残っており、これは詳しく記載されているのですが、寒川出水の場合、池泉合符録をまとめたものだけでは、詳しくは分かりません。何々面に掛かるという記</p>

	<p>載が見つければ、その灌漑範囲が確定し、そうすれば、間違いないと言って、確定することができます。</p>
(委 員)	<p>寒川清水のこの一連の調査から派生したところがあるかもしれませんが、他の委員が言う出水といったものを文化財にすることは、これを契機に、今回の調査とは切り離して、別の計画でやっていけばよいと思います。</p>
(委 員)	<p>私は、このような水利慣行を現物として示せるのは、立派な文化財として扱えると思うので、寒川清水の具体的歴史がどこまで特定できるのか調査を続け、できなかったとしても、もう消滅しつつある出水の中のシンボリックな存在として、「伝寒川出水なのか清水出水なのか寒川清水なのか」という象徴的な意味合いでも、その記録を指定その他の形で残していくことも必要ではないかと思います。出水の評価は、これと直接結びつかなくてもよいと思います。しかし、出水との関係は、やはり知っておく必要があります。これを史跡にするか否かの議論の際に、参考になってくると思います。</p>
(会 長)	<p>委員の先生方から、いろいろな提言もいただきました。また、農業面、経済面、そのような面から水路を考えていくということも必要でないかと思います。今回のそれぞれの委員からの提言は、事務局にまとめさせ、今回だけでなく、継続審議として今後も進めていきます。</p> <p>では、議題3について事務局から説明してください。</p>
(事務局)	<p>(議題3 その他について説明した。)</p>
(会 長)	<p>以上で、平成28年度第1回さぬき市文化財保護審議会を閉会します。</p>